

## 「在宅医療・介護連携推進事業に対する課題分析と対応策の検討」の取組みについて

区では、在宅医療・介護連携推進事業の更なる充実に向けて、今年度、下記のとおり、「在宅医療・介護連携推進事業に対する課題分析と対応策」の検討に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 取組みの背景～国の動向

平成26年に介護保険法が改正され、平成27年度から、市区町村で行う事業として、介護保険制度の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。以降、全国で在宅医療・介護連携推進事業が展開され、現在では、国の示した8つの事業（※）に限らず、地域の実情を踏まえた様々な取組みが実施されています。

このたび、国は在宅医療・介護連携推進事業の構成を見直し、令和2年10月22日、市区町村が4つの事業を実施することを規定した「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第176号）を公布し、改正省令が令和3年4月から施行されました。

このことにより、市区町村は、これまでの8つの事業を踏まえつつも、地域の実情に応じて現状分析や課題の把握・抽出、課題解決の計画立案を行い、PDCAサイクルに沿った取組みを継続的に行うことによって、取組み内容の充実を図ることとされました。

※8つの事業は、令和3年4月1日施行前の「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の8に規定されていました。

#### 2. 区取組み

世田谷区では、これまで、国から示された8つの事業項目に基づき在宅医療・介護連携推進事業を実施してきました。しかし、本事業に対する評価指標等については、事業の進捗状況を評価することが難しい、などのご指摘もいただいているところです。

そこで、今年度は、介護保険法施行規則改正の趣旨や内容を踏まえ、取組み内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組みを継続的に行うことができるよう、世田谷区の実情や課題を把握・分析して抽出し、在宅医療・介護連携推進事業の更なる充実に向けて取り組んでまいります。

#### 3. 課題分析と評価指標の検討の進め方

世田谷区の実情を定量的に把握、課題を分析しつつ、以下のようにビジョンや目指すべき姿の明確化から評価指標の検討を行ってまいります。

- ①世田谷区の在宅医療・介護連携の実情の把握
- ②今後の推計と他自治体との比較
- ③各分野のヒアリング、アンケート実施
- ④世田谷区の目標の設定とその実現に向けた評価指標の検討

今回、上記①のため、別添資料（「区の在宅医療・介護連携推進事業に対する課題分析と対応策の検討」についてのディスカッション資料※）を作成しました。

資料内容をご確認いただき、ご質問やご意見等については、別添の質問票にて、ご提出くださるようお願いいたします。

※本資料は、世田谷区の概況把握のために作成しましたので、出典データの調査年月にはばらつきがあることをご了承下さい。

#### 4. ヒアリングのご協力について

今年度の前半に、医療連携推進協議会委員の皆様、各専門分野から見た課題等について、ヒアリング調査をさせていただきたいと考えています。

後日、改めて個別のご相談をさせていただきますので、ご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（ヒアリング調査は、在宅医療・介護連携推進事業の支援業務委託先の「株式会社メディア」の担当者より行う予定です。）

【本件担当】 保健福祉政策部保健医療福祉推進課事業担当 椎名・吉田  
電話 5 4 3 2 - 2 6 4 9